

老計発第0602001号
平成21年6月2日

都道府県
各 民生主管部(局)長 殿
指定都市

厚生労働省老健局計画課長

「認知症サポーター等養成事業の実施について」の一部改正について

「認知症サポーター等養成事業の実施について」(平成18年7月12日老計発第0712001号厚生労働省老健局計画課長通知)を別添のとおり一部改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

【改正後全文】

老計発第0712001号
平成18年7月12日
一部改正 老計発第0602001号
平成21年6月2日

都道府県
各 民生主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省老健局計画課長

認知症サポーター等養成事業の実施について

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。

このため、「「認知症を知る1年」キャンペーンについて」（平成17年7月27日付老発第0727001号厚生労働省老健局長通知）の一環として、地域や職域において、認知症を理解し、認知症の人や家族を支援する者等を養成する「認知症サポーター等養成事業」を実施してきたところであり、本事業については、先般通知された「認知症対策等総合支援事業の実施について」（平成18年5月30日付老発第0530002号厚生労働省老健局長通知）により実施する「認知症対策普及・相談・支事業」を活用して実施することができることとされたところであるが、当該事業の円滑な実施を図るため、今般、別添のとおり実施要綱を定めたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、管内の市町村並びに関係団体等との連携の下、本事業に積極的に取り組まれるよう特段のご配慮を願いたい。

認知症サポーター等養成事業実施要綱

1. 目的

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は次のいずれかとする。

- (1) 都道府県、指定都市、市区町村
- (2) 全国的組織を持つ職域団体及び企業

なお、実施に当たっては、事業の全部又は一部を事業運営が適切に実施できる団体（介護サービス事業者を除く）に委託することができる。

3. 事業内容及び対象者

(1) キャラバン・メイト養成研修事業

ア. 目的

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の企画・立案及び実施を行う「キャラバン・メイト」を養成することを目的とする。

イ. 対象者

研修の受講対象者は次の要件を満たし、原則として、「認知症サポーター養成講座」を年間10回程度開催することができる者とする。

認知症介護指導者養成研修修了者

認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護実務者研修専門課程修了者

介護相談員

社団法人 認知症の人と家族の会会員

その他認知症に関する基本的な知識や介護経験等があり、キャラバン・メイトの業務を適切に実施できる者として実施主体が認めたもの

ウ. 研修内容・時間等

研修時間は概ね6時間程度とし、認知症サポーター養成講座を適切に実施できるよう、次のような事項を内容とするものとする。

研修カリキュラム（例）

研 修 内 容	標準時間
認知症サポーターの役割、認知症対策におけるサポーター養成事業の位置づけの理解等	0.5時間
認知症に関する基礎的知識の習得、認知症の人や家族と接する際の基本的姿勢の理解、認知症サポーターとしての支援内容の理解等	2.5時間
認知症サポーター養成講座の運営方法（グループワーク含む）等	3.0時間

（２）認知症サポーター養成研修事業（認知症サポーター養成講座）

ア．目的

地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成することを目的とする。

イ．対象者

地域、職域、学校等において、認知症の人と家族を支える意欲を持つ者であって、実施主体が適当と認めた者。

なお、本事業は、一般の住民等を対象としたものであることから、介護サービス事業者が従事者に対して実施する研修は、認知症サポーター養成講座として位置づけることはできないものとする。

ウ．研修内容・時間等

研修時間は概ね90分程度とし、キャラバン・メイトが研修を実施する。

研修カリキュラム（例）

研 修 内 容	標準時間
認知症の基礎知識（認知症とは何か、認知症の症状とは）、早期診断・治療の重要性、権利擁護等	60分
認知症の人への対応、家族の支援、サポーターとしてできること等	30分

エ．その他

認知症サポーター養成講座修了者には、キャラバン・メイトを通じ、サポーターの証となる「オレンジリング」を交付するものとする。

キャラバン・メイトは、認知症サポーター養成講座修了後、サポーター養成数を把握し、実施主体に報告するものとする。

4．事業実施に当たっての留意点

本事業の実施について、都道府県、指定都市及び市区町村においては、次の事業を活用できるものとする。

(1) 都道府県・指定都市

認知症対策等総合支援事業（平成18年5月30日老発第0530002号厚生労働省老健局長通知）の「認知症対策普及・相談・支援事業」

(2) 市町村

地域支援事業の任意事業（介護保険法第115条の38第2項第2号及び第3号）

(別添 3)

認知症対策普及・相談・支援事業実施要綱

1 目的

認知症の人や家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、各都道府県及び指定都市単位で認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、研修等を実施し、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

- (1) 本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)とする。
- (2) 都道府県等は、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族への相談・援助について、十分な知見及び実績を有すると認められる団体等に事業の一部又は全部を委託することができるものとする。

3 事業内容

- (1) 認知症の人やその家族等からの各種相談に対し、電話相談により応じること。
- (2) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。
- (3) 地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより連携を図ること。
- (4) 地域の実情に応じた取組みを行うこと。
 - ア 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め認知症の人や家族を支えることを目的とし、面接面談による相談や交流集会等を開催すること。
 - イ 認知症に対する早期の対応を目的として、先駆的な取組みを行っている自治体等から情報を収集し、自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等を対象としたシンポジウムや研修会を開催するとともに各事業の成果の普及等を行うこと。

4 相談員の配置等

- (1) 本事業の実施に当っては、認知症の人やその家族等の相談内容・頻度等を考慮しつつ、利用者が身近に相談でき、かつ、相談に対して総合的に対応できる相談員を配置することとする。
- (2) 相談員には、認知症介護の経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等認知症高齢者等に対し適切な相談援助を行うことができる者を必要に応じて配置するものとする。
- (3) 上記の他、相談の転送が可能な専門家の確保等地域の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築することが望ましい。
- (4) 本事業を委託により実施する場合、受託事業所は、3(4)の事業を実施するに当たっては、市町村や都道府県と協議の上実施すること。
- (5) 本事業に携わる相談員等を含めた従業者は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、認知症の人や家族等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 設備等

相談窓口には、相談専用の電話及びその他相談を適切に行うために必要な設備を設けること。

6 その他の留意事項

- (1) 都道府県等は、この事業の実施について認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めることとする。
- (2) 市町村は、この事業を行うにあたっては、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、福祉、医療の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。
- (3) 相談窓口は、認知症に関し、認知症の人やその家族等がいつでも気軽に相談できるよう、常設しなければならないこと。したがって、毎週3日以上の実施が無いもの又は不定期の実施であるものについては、国庫補助の対象とはしないこと。また、できるだけ土曜、日曜休日等の実施に努めること。
- (4) 相談窓口における業務の実施にあたっては、「認知症コールセンターマニュアル」(平成20年度老人保健健康増進等事業)を参考とすること。